

第 5 7 号議案

川島桶川資源循環組合の設立について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日から、川島町及び桶川市のごみ広域処理施設の整備及び稼働後の管理運営並びにこれに附帯する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、川島桶川資源循環組合を設立することについて議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

令和 7 年 4 月 1 日から、川島町及び桶川市のごみ広域処理施設の整備及び稼働後の管理運営並びにこれに附帯する事務を共同処理するため、川島桶川資源循環組合を設立することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出するものである。